

平成25年度事業計画

第1 基本方針

1. 司法書士制度を取り巻く状況

昨年、法曹養成制度検討会議が設置され、「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」（平成24年5月10日）について検討が進められてきた。この結果は、司法書士にも大きな影響がある。

弁護士が増加すれば、弁護士間での競争が激化し、業務の一部が重なる司法書士にも競争は波及するであろう。しかし、司法書士の地域における優位性や業務への取り組む姿勢については、高い評価を得ている。そこで、今後も引き続き研鑽を続け、その評価をさらに向上させることが、その優位性を継続し、競争に負けないことに繋がる。

社会状況としては、貧困層の増加や人口の減少や超高齢社会の到来による人口ピラミッドの変形で経済状況にも大きな変化をもたらしているが、その変化により社会で発生する様々な問題に十全な対応ができる司法書士を養成していかなければならない。また、社会全体の電子化が加速度的に進み、司法書士事務所においてもネットワークシステムを構築し、迅速に情報を収集することやオンラインシステムを利用して登記等の申請を行うなどの対応が必要となっている。司法書士事務所の電子化対応についても推進していかななくてはならない。

一方、国際的には、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」が議論されている。現在のところ、法律分野への適用は検討されていないとの情報もあるが、我が国がこれに参画すれば、経済に影響を及ぼすことは必至である。また、これを新たな機会の到来と考え、海外にも目を向けた司法書士業務について検討する必要がある。

このように、司法書士を取り巻く状況は、予断できないものばかりであるが、攻めの姿勢でいることを忘れてはならない。そのためにも是非とも司法書士法の改正を実現しなければならないのである。

司法書士制度は140年を超える歴史の中で、司法書士を登記制度の専門家として、簡裁代理権の活用でくらしの法律家として、さらには成年後見や財産管理業務により社会に貢献し、あるいは人権擁護の担い手として、その重みを増している。それぞれの分野において実績を積むことで存在価値を高め、司法書士制度をさらに魅力あるものにしていかなければならない。

また、司法書士又は司法書士法人でない者が司法書士業務を行う事案が表面化している。この状況を放置すれば、司法書士制度の崩壊に繋がる可能性もあるため、厳格に対処していかななくてはならない。

2. 司法書士制度の将来と司法書士法改正

平成23年2月23日開催の第73回臨時総会で、連合会は、司法書士職の将来像を「登記を含めた身近な法律問題に即応する信頼の相談窓口であり、さらに、それらの問題に関する紛争の予防と困り事の解決に十分に対応できる『国民の身近なくらし

の中の法律家』』としている。

この将来像を確立するために大綱では、登記業務、紛争解決業務、家事事件、相談業務、法律関係文書の作成権限などを改正点として挙げている。平成14年の司法書士法改正から10年が経過し、実際の業務を積み重ねることにより、業務範囲の不明確な点が表面化してきた。司法書士が、くらしの法律家として十全に役割を果たすために必要なことは何かを意識し、依頼者の視点を忘れずにこの大綱を要綱案にする作業を行ってきた。今後は、司法書士法改正を実現するために、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会をはじめとした団体との力強い交渉や折衝が必要となる。また、日本司法書士政治連盟と連携した運動も必要である。

連合会の事業全体としても、司法書士法改正を念頭に置いた重点事業を設定し、司法書士法改正の理念にかなった事業を行っていききたい。

3. 紛争解決業務への取り組み強化

認定司法書士が14,000名を超えた。しかし、まだ簡裁代理権の活用が十分とは言えない状況である。このまま簡裁代理権が活用されない状況が続くのであれば、弁護士の増加により簡裁代理権の必要性すら議論の俎上にあがることも考えなければならぬのではないかとこの声もある。しかし、簡裁代理権が司法書士制度に与えたものの大きさは計り知れない。その重要性を再度認識し、簡裁代理権の活用を推進していかななくてはならない。また、訴訟代理業務に限らず、ADRを含めた紛争解決業務への取り組みを一層推進する必要がある。特に、民事調停事件については、司法書士代理人の利用件数の少なさが度々指摘されており、早急にその原因を検討し、対策を講じなければならない。

他方、簡裁代理権取得後、本人訴訟支援（書類作成）業務への対応が十分でなくなったのではないかとこの指摘がされている。実際に、業務報告書における事件数も平成23年度は前年に比べ7千件程度減少している。その要因は司法書士の執務姿勢だけではなく、裁判所破産部の対応や法テラスの情報提供方針など様々なものがあると思われるが、司法書士の特徴ともいえる本人訴訟支援（書類作成）業務をさらに充実させていくことは重要なことである。

ADRに関しても、全国で20を数える司法書士会の認証紛争解決機関（調停センター）が稼働しているが、今後は、相談者に紛争解決のメニューのひとつとして司法書士会調停センターを提示できるよう会員に対する周知とともに各種相談機関との連携を進めていくことが喫緊の課題である。

また、簡裁代理権の活用という点では、内閣府で推進をしている地方自治体の公金の債権回収業務がある。単なる債権回収という視点ではなく、市民の生活再建という視点を含めて関わっていくことが重要である。すでにいくつかの自治体では認定司法書士の活用を検討しており、司法書士会の受け皿づくりが急がれる。

4. 財産管理業務と家事事件の充実

成年後見業務を突破口として、不在者の財産管理業務や相続財産管理業務が司法書士の業務としても定着してきた。これらの財産管理業務は、司法書士法施行規則第3

1条にも司法書士の行う業務であることを前提とした規定として定められており、司法書士の業務として、今後さらに充実発展させていくべき業務である。司法書士法施行規則第31条の条文の解釈については議論があるが、さらに検討を進めたうえで司法書士の専門性を生かした業務として拡充していきたい。

また、民事信託についても、連合会として検討を重ねているが、福祉信託の視点からも司法書士の業務との関係について明確にするとともに、財産管理業務に民事信託制度が活用できるようなしくみを考えていく必要がある。

成年後見業務については、専門職後見人としての就任数が最多であることに表れているように司法書士としての関与度はかなり高いものとなっているが、家事事件全般という観点からすると、もっと司法書士が関与できる余地が十分にある。連合会としては、成年後見に限らない家事事件へのさらなる積極的な関与を促す取り組みが必要である。具体的には、家庭裁判所に提出する書類の作成業務は当然であるが、家事調停委員の就任の推進であるとか、未成年後見、少年事件、離婚事件、遺産分割事件等に関する取り組みなどを推進していくことが課題である。

5. 登記制度と登記業務

不動産登記及び商業法人登記の事件数は減少傾向にあり、当然、司法書士が受託する登記事件の数も減少している。しかし、一方で、相続や不動産取引における登記の専門家である司法書士には高度の専門性が求められ、その責任も重くなっている。これは、単なる手続代行的な業務スタイルから登記原因事実である不動産取引の実体に関わる業務スタイル、商業法人登記の際には、会社法務に関わるなどの新たな業務関与の重要性が認識されていることを意味している。

司法書士の業務スタイルの変化を考えるうえでも、登記の専門性の視点からは、取引の実体に深く関与し、登記の真実性の確保を担うという意味において、本人確認情報制度を充実させることが重要であり、独自性を進展させるためには、登記制度自体の改善提言や民法（債権関係）の改正議論にも関与し、司法書士としての意見を発信していくことが必要である。

また、登記の専門家として、実務家だからこそ気づく問題や、司法書士の視点からの意見を社会に積極的に発信していかなくてはならない。例えば、登記事項の見直し、公示制度としての登記制度のあり方の検討などという視点からの研究や、登記原因証明情報、登記識別情報に関する改善提言などが考えられる。

手続面では、司法書士であれば、誰でもオンラインによる登記申請をすることができなければならないという観点から、ヘビーユーザーとしての司法書士職の働きかけによって、登記・供託のオンライン申請システムをより使いやすいものにしていく必要がある。

現在、居住者が居ないまま放置されている「空き家」の増加が社会問題となっている。また、東日本大震災後、街づくりに対する関心が高くなっている。これらの問題に対しては、登記実務のみならず、成年後見、不在者の財産管理、相続財産管理の視点から、また背後に何かの紛争がある場合は、紛争解決業務などを含めた総合的な視点から対応することが要求される。国や自治体の施策に対応しながら、災害に強い街

づくりや安心して暮らせる街づくり、国土の有効利用などに協力していく姿勢が必要である。

6. 執務のあり方と倫理

簡裁訴訟代理等関係業務を巡って、司法書士の代理権の範囲などを争点とした訴訟がいくつか提起されている。代理権の範囲の考え方については、連合会としての一定の見解を示すとともに、代理人の場合と代理人でない場合の業務遂行方法の違いや注意すべき点など業務のあり方についても検討し、会員に周知する必要がある。

また、成年後見業務等における不正行為を防止するための倫理の徹底や財産管理業務に関する考え方や業務遂行上の注意点などについても、周知徹底し、利用者の不利益となることが無いようにしなくてはならない。

7. 関係法規等の改正、制定への対応

近年、司法書士業務に関係の深い民法（親族関係）、家事事件手続法、非訟事件手続法等が改正及び制定され、民法（債権関係）、会社法等の改正が検討されている。また、今後、民法（物権関係）の改正の検討も予想される。これらの関係諸法令について研究し、実務における問題点などを検証していく必要がある。また、改正検討の段階においては、実務家の視点から意見を述べ、改正作業の動向を注視していくことが必要である。

8. 東日本大震災の被災者及び原発事故による被害者に対する復興支援

東日本大震災から2年以上が経過したが、被災者の生活が被災前に戻ったわけではない。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害者の生活状況は一向に改善されていない。さらに継続的な支援、より具体的な支援が必要とされている。震災特例法が制定され、司法書士が受託する原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類の作成業務が、震災特例援助の対象となった。全国にいる被害者の経済的負担を軽減し、被害を回復するために、多くの事件を受託していただきたい。また、時間の経過とともに相談体制の見直しが必要となっており、さらに、法律問題の相談だけでなく、人間としての触れ合いをすることの重要性も増してきているように感じる。

問題の解決は重要であるが、拙速を避け、支援方法を再検討すべき時期であることを認識して、被災者及び被害者の支援活動にあたっていく必要がある。

第2 重点事業

今年度は、司法書士法改正の実現のため、継続的に実施している事業の中でも特に以下の事業を重点事業として行う。

1. 司法書士法改正の実現

これまでは、主に法務省との協議を重ねてきたが、今年度は司法書士界内の議論において大綱から「要綱」へとする作業を行うとともに、司法書士法改正実現のためには、法務省とのさらに詳細な検討、そして、最高裁判所をはじめ日本弁護士連合会等との対外的な交渉及び折衝を進めていく。

また、「要綱」とするためには、司法書士会及び会員の意見に広く耳を傾けるとともに司法書士制度の将来像を考えたいとの議論が必要であるが、早急にこれらを実施し、司法書士界が一致した「司法書士法改正要綱案」を作り上げたい。

司法書士法改正の実現に向けて、司法書士界の環境整備を進めることも急務であるので、以下2から7までの具体的な事業に力を入れていく。

2. 成年後見業務をはじめとした家事事件の拡充

第75回定時総会では、「リーガルサポートは司法書士会の成年後見部門である」と事業計画に明記し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの関係を明確にした。今年度は、リーガルサポートとの協力・協調関係をさらに強め成年後見業務にはより一層力を入れていきたい。

なお、司法書士は不動産登記における相続や遺産分割手続を通じて、国民の権利擁護に深く関与してきたことから、さらに国民の権利擁護に寄与するため、大綱では、「『家事に関する事件につき代理すること』を新設すること。」を挙げている。

家事事件への関与をさらに拡充していくため、次の事業を行う。

- (1) 司法書士会と家庭裁判所の協議促進
- (2) 家事事件（離婚、遺産分割等）に関する受託促進
- (3) 家事事件手続法の施行に伴う研修、情報提供等
- (4) 司法書士未成年後見人の支援体制の整備

3. 簡裁代理権の利用拡充

司法書士は、簡易裁判所における代理権を付与されてから、少額事件の紛争解決について、代理人として活動してきた。その中で、140万円を超えると代理権が消滅する制度は、市民からわかりづらい、安心して利用できないなどの意見があり、代理権の範囲を巡って訴訟となっている事件もある。

そこで、これらの不安を解消し、わかりやすく使いやすい制度とするため、大綱では、「現行の簡易裁判所における訴訟代理権を『簡易裁判所が権限を有する全ての民事事件につき代理すること』と改めること。」としている。

司法書士の代理人としての民事事件、特に調停事件への関与を拡充させるため、次の事業を行う。

- (1) 司法書士と簡易裁判所の協議促進

- (2) 民事調停に関する研修会の実施・実施支援
- (3) 民事調停活用に関する現状調査及び意識調査

4. 不動産登記法改正の提言

司法書士法改正にあたって、不動産取引における現場の司法書士の業務を法律上定めることと不動産登記法の改正は、司法書士の関与形態の変化という点で深く関連している。

また、不動産登記の専門家として、不動産登記法の改正提言をすることは司法書士の責務である。不動産登記を利用する国民の利便性と登記の真実性の担保の観点から、不動産登記法について意見を述べるができるのは、司法書士において他にない。

平成17年新不動産登記法の施行以降、登記原因証明情報、本人確認情報提供制度等について継続して議論しており、平成24年度には、平成22年10月の不動産登記法改正対策部試案をベースに、前出の二つの制度に関する改正の方向性と関連する論点をまとめ、司法書士会に対して不動産登記法改正に関する意見募集を行った。この結果を参考としてさらに検討し、不動産登記法改正案の策定を進めていく。

5. 商業登記の受託促進と企業法務への取り組み

商業登記は、不動産登記に比べ司法書士の関与率が低い現状がある。過去の規制改革の議論の中では、商業登記の司法書士独占を他士業にも広げるべきだとの意見もあった。このような意見に対抗するには、司法書士の関与率を上げていくことが効果的である。また、日本の企業のほとんどは中小、零細企業であり、「くらしの法律家」を標榜する司法書士としては、商業登記ばかりでなく企業法務にも取り組むことが期待されている。

そこで、今年度は、これまで当然のこととして重点事業としていなかった商業登記の受託促進事業を重点事業として取り組みたい。

さらに、平成23年度に締結した株式会社日本政策金融公庫との契約を根拠としての相談会の開催や商工会等の経済団体に対する司法書士の周知活動や連携した事業の呼びかけ、情報収集などを行っていく。

6. 司法書士会の機能充実と非司法書士の排除

市民の依頼に誠実に応え、適切に処理をしていくには、司法書士が安心して執務ができる環境を整備していく必要がある。そこで、大綱では、懲戒の一部について司法書士会会長を処分権者とすることを主張している。また、現在、法務局への懲戒申立事件の全てを司法書士会に調査委嘱することについて検討している。

これらの前提として、司法書士会の綱紀調査委員会などの機能充実が予定されており、全国で均一な調査が行われなければならない、連合会として必要な措置をしていく。

また、司法書士業務を司法書士及び司法書士法人でない者が行う例に対しては、司法書士会としての情報収集及び調査を行い、その結果、警告などの対応や場合によっては告発等の断固措置をする。

7. 研修制度の充実と研修受講率の向上

司法書士は常に専門的知見を高め、最新の情報を収集し、多様な問題に対応できる能力が求められている。そこで、大綱では、「現行の『司法書士の研修受講努力義務』に関する規定を廃止し、司法書士の研修の義務化を司法書士会会則に定める旨の規定を新設すること。」としている。

登録前に実施する連合会の研修を修了し、登録後も研修の受講を義務化するためには、司法書士会及び連合会は、十分な研修を企画・実施しなければならないが、しくみを作っても実際に受講する者が少なければ意味がない。新人研修の受講要件のひとつに1年以内の登録が求められているが、現状では、新人研修受講者のうち1年以内に登録する者は約7割にとどまっている。登録前研修を義務化しても実務を行うまでに数年が経過してしまい、受講内容が忘却されてしまう恐れがあることから、登録後2から3年以内に手厚い研修を実施するなどの施策も検討する。また、新人研修の実施にあたり、受講生にとって受講費用を含め受講しやすいしくみとするほか、運営側の負担軽減にも考慮した研修会とするための検討を行う。

会員研修については、研修受講率の向上について具体的な方策を検討するとともに、前年度から開始したeラーニングをさらに活用してもらうために様々な類型を網羅したコンテンツを作成するとともに、連合会が行う研修全般の研修単位付与の要件・基準の整合性・調整を図るなど、研修体系の見直しを行う。

第3 一般事業

今年度に限らず継続的に行っていく事業として、下記の事業を行う。

1. 司法書士法改正対策

(1) 司法書士法改正の実現

- ① 司法書士法改正要綱案の策定
- ② 法改正運動の示唆、助言を得るための司法書士制度審議会の開催
- ③ 客観的かつ学術的な視点から助言を得るための司法書士制度学術審議会の開催
- ④ 法務省、最高裁判所、国会議員、日本弁護士連合会等の関係団体との協議、交渉及び働きかけ

2. 登記業務・登記制度に関する事業

(1) 登記実務に関する諸問題の検討

- ① 登記・供託オンラインシステムの改善提言
- ② オンライン申請ソフトに関する実態調査

(2) 商業・法人登記等の受託促進

- ① 会社法及び関連法案の改正に対する対応
- ② 中小企業金融円滑化法の期限切れに対する司法書士の活用PR
- ③ 事業承継関連業務の推進

(3) 登記制度に関する研究・提言

- ① 不動産登記法改正に関する提言
- ② 「登記原因等調査確認業務（仮称）」のパイロット版作成
- ③ 情報保管システムの検討及び提案

3. 紛争解決業務・紛争解決制度に関する事業

(1) 簡裁訴訟代理等関係業務の充実

- ① 裁判実務ゼミナールの開催
- ② 少額裁判の報酬助成制度実施司法書士会への助成
- ③ 裁判業務に関する実態調査
- ④ 民事調停活用の促進

(2) 裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充

- ① 司法書士会調停センター開設及び運営の支援
- ② 司法書士仲裁制度の実施検討
- ③ 司法書士ADR周知のためのシンポジウム開催

(3) 書類作成業務の受託促進

4. 家事事件、後見業務、財産管理業務に関する事業

(1) 家事事件の受託促進

- ① 家事事件手続法における実務の検証

- ② 遺産分割及び離婚事件等に関する実務の検討
- (2) 成年後見業務及び未成年後見業務に関する検討
 - ① 成年後見業務における改善点の検討
 - ② 成年後見業務に関する問題事例の収集
 - ③ 未成年後見人の支援体制の確立
- (3) 財産管理業務、民事信託に関する検討
 - ① 財産管理業務のあり方の検討及び受託促進
 - ② 民事信託に関するシンポジウムの開催
 - ③ 民事信託に関する需要調査

5. 人権擁護活動に関する事業

- (1) 高齢者、障害者、子ども等の権利擁護活動
 - ① 高齢者・障害者の虐待防止に関する地域連携の促進
 - ② 虐待防止関連法規に関する調査研究
 - ③ 社会的養護、いじめ問題等に関する司法書士の関わり方の検討
- (2) 自死問題、貧困問題に対する対策
 - ① 経済的困窮者に対する法律支援事業への助成
 - ② 貧困問題及び更生保護制度に関する調査・対策
 - ③ 国連社会権規約に関連する調査研究
 - ④ 司法書士会と医療機関等との連携促進のための調査
 - ⑤ 自死問題に関する啓発
- (3) 犯罪被害者支援、人権救済手続の普及
 - ① 犯罪被害者支援に関する司法書士業務の明確化
 - ② 司法書士が行う人権救済手続の普及
- (4) 司法書士人権フォーラムの開催

6. プロボノ活動に関する事業

- (1) 法教育の推進
 - ① 親子法律教室の開催及び開催支援
 - ② 高校生法律教室の実施支援
- (2) 司法書士プロボノ活動の推進
 - ① プロボノ活動推進のための教材作成

7. 消費者問題対策に関する事業

- (1) 消費者問題に関する対策
 - ① 消費者関連法規の改正に関する検討
 - ② インターネット取引被害をテーマとしたシンポジウムの開催
 - ③ 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の検討
 - ④ 消費生活相談セミナーの開催
 - ⑤ 消費者問題リレー報告会の開催

- (2) 貸金・金利問題等に関する対策
 - ① 法人破産に関する業務の研究
 - ② 金利問題、奨学金問題等への対応

8. 司法アクセス拡充対策に関する事業

- (1) 民事法律援助の活用推進
 - ① 法律扶助推進月間の設置
 - ② 窓口対応専門職員に対応している司法書士会への助成
 - ③ 司法書士会と法テラス地方事務所の連携促進
- (2) 司法書士電話相談センターの運営
 - ① 法テラスコールセンターのオペレーターに対する研修
 - ② 電話相談員に対する研修
- (3) 過疎地開業支援
 - ① 開業支援フォーラムの開催及び開催支援
 - ② 司法過疎地域等の調査
 - ③ 司法過疎地域巡回相談の支援及び司法過疎地域相談所の支援
 - ④ 司法過疎地における配属研修の実施

9. 司法書士業務における諸問題に関する事業

- (1) 代理権の範囲に関する検討
 - ① 代理権の範囲を巡る訴訟の解説文の作成
 - ② 裁判外和解の代理権の範囲に関する見解の取りまとめ
 - ③ 裁判所提出書類作成業務に関する論理的整理
- (2) 非司法書士活動の排除
 - ① 司法書士法違反調査による結果の情報収集
 - ② 司法書士法違反者に対する告訴、告発の検討

10. 広報・メディア対応に関する事業

- (1) 月報司法書士の発行
- (2) 司法書士の制度広報
 - ① 司法書士アクセスブックの作成
 - ② ホームページの全面改訂
 - ③ 市民公開シンポジウムの開催
 - ④ 「司法書士の日」事業
 - ⑤ ペイドパブリシティ
 - ⑥ 無料相談キャンペーン
- (3) メディア対応
 - ① 取材対応と司法書士会の危機管理対策
 - ② プレスセミナー、記者懇談会の開催

1 1. 研修に関する事業

(1) 新人研修

- ① 中央新人研修の実施
- ② ブロック新人研修の実施
- ③ 司法書士会研修（配属研修）の実施

(2) 会員研修

- ① 年次制研修の実施
- ② 制度に関する研修の実施
- ③ 業務に関する研修の実施
- ④ eラーニングシステムの活用
- ⑤ 集合研修の同時配信の試行

(3) 研修制度の研究

- ① 年次制研修代替研修用DVDの制作及び代替研修教材の制作
- ② 他の資格者団体における研修制度の研究
- ③ 研修単位取得率の向上に関する検討
- ④ 登録3年目までの会員を対象とした研修プログラム案の検討

(4) 特別研修

- ① 特別研修の実施
- ② 講義内容及び運営方法の検討

1 2. 研究・統計に関する事業

(1) 統計データの収集

- ① 司法書士及び司法書士業務に関連するデータの収集
- ② 司法書士白書の企画に基づくデータの収集

(2) 司法書士白書発行

(3) 司法書士業務、司法書士制度に関する研究

- ① 情報の収集、研究成果及び情報の分析
- ② 司法書士制度に関する研究
- ③ 司法制度に関する研究
- ④ 企業法務に関する研究
- ⑤ 新たな業務の開発に関する研究
- ⑥ IT技術とIT戦略に関する研究

(4) 民法、不動産登記法をはじめとする司法書士業務関連法規に関する研究

- ① 不動産登記法及び登記制度に関する研究
- ② 民法（債権関係）の改正に関する研究
- ③ 債権譲渡登記制度に関する見直し案の策定

(5) THINKの発行

- ① 総合研究所の研究成果等の発表

1 3. 司法書士会及び会員の指導に関する事業

- (1) 会則、規則及び司法書士会会則基準等の改正並びに見直し
 - ① 会費及び司法書士法人制度に関する会則等の改正
 - ② 個人情報保護、会員情報管理、情報公開及び開示等に関する規定等の見直し
- (2) 綱紀調査に関する事業
 - ① 綱紀調査に関する研修会の実施
 - ② 綱紀調査委員用調査マニュアルの作成
 - ③ 綱紀事案データベース作成
- (3) 会員の執務指導に関する事業
 - ① 共同事務所等、事務所の運営実態に関する調査
 - ② 個人情報保護法、マネーロンダリング等に関する事項への対応
 - ③ 本人確認等に関する資料集の改訂
 - ④ 「司法書士法人の手引き」の改訂
 - ⑤ 職務上請求書に関するQ&Aの作成等
- (4) 倫理に関する研究
 - ① 司法書士の「過誤」に関する調査、研究
 - ② 司法書士倫理条文の解説の作成
 - ③ 司法書士の民事責任に関する判例の検討

1 4. 組織財政改善に関する事業

- (1) 組織改善案の策定
- (2) 財政改善案の検討

1 5. その他の事業

- (1) 災害対策
 - ① 災害時の危機管理マニュアルの作成
 - ② 街づくり支援機構への参画
 - ③ 市民救援マニュアル等の改訂
- (2) 国際交流
 - ① 日韓学术交流研究会の開催
 - ② 中日民商法研究会への参加
 - ③ カンボジア王国等に対する法整備支援事業
 - ④ 法整備支援のための会員の派遣
- (3) 電子認証業務
 - ① 司法書士電子証明書の登録局業務
 - ② 電子認証局に関する情報の収集
- (4) 登録事務
- (5) 連合会会則及び日司連事務執行規則等に定められた常務

第4 特別事業

一般事業の他、一定期間に集中して実施する事業として、下記の事業を行う。

1. 東日本大震災の被災者及び原発事故による被害者に対する復興支援

- (1) 相談会の開催支援
- (2) 相談員の派遣
- (3) 災害復興支援事務所の設置及び運営
- (4) 法改正等の提言
- (5) 復興庁、自治体の事業への協力

2. 震災特例法による震災法律援助の利用促進

- (1) 震災特例法の周知のためのパンフレット等の配布
- (2) 震災特例法利用モデルの紹介
- (3) 司法書士業務の周知活動